



2026年度 東京グローバル・パスポート海外留学支援制度 国士館大学 学内募集要項

「東京グローバル・パスポート 募集要項（令和8年度（2026年度）短期コース（夏留学）及び中長期コース）」に基づき、下記の通り、国士館大学内での出願を受付けます。本プログラムへの出願は「個人」単位となります。東京都への申請は、所属大学を通じて一括して行います。そのため、学内での応募書類や留学計画等の確認、審査が必要となることから、本プログラムへの出願を希望する方は、下記の応募期限を厳守のうえで、国際交流課まで必要書類を提出してください。

1. 募集要項

募集の趣旨・用件等は、以下「東京グローバル・パスポート 募集要項（令和8年度（2026年度）短期コース（夏留学）及び中長期コース）」（<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seikatubunka/2025-09-03-194743-676>）及び、「応募マニュアル」（<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seikatubunka/2025-11-21-100436-328>）を必ず熟読してください。

● 大学生等向けの海外留学支援制度「東京グローバル・パスポート」公式ホームページトップ

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/about/gaiyou/0000002460>

2. 出願要件

本プログラムへの応募は、下記(1)～(11)全ての要件を満たす本学在籍者に限ります。

- (1) 応募時及び留学期間中にわたり、日本国籍を有する者
- (2) 応募時及び留学期間中にわたり、国内の大学等において卒業または学位取得を目的とした課程に在籍する者
※ 応募時にいざれの在籍大学等にも在籍していない場合、応募することはできません。
- (3) 応募時において、生計維持者（原則として父又は母）が引き続き1年以上都内に住所を有している者
※ 学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。
- (4) 2026年4月1日時点の年齢が30歳以下である者
- (5) 在籍大学等が派遣を許可し、受入機関が受入れを許可する者
- (6) 在籍大学等におけるGPAが2.5以上の者
- (7) 高校3年間の評定平均が3.5以上の者（新大学1年生等のみ）
- (8) 一定程度の語学力を有する者（CEFR B1以上推奨）
- (9) 留学終了後、在留大学等で学業を継続する意欲のある者、卒業しようとする又は学位を取得しようとする者
- (10) 本制度で実施する事前研修及び事後研修に参加できる者並びに本制度の周知及び海外留学の意義・効果等の普及啓発活動（アンバサダー活動）に協力できる者
- (11) 本制度による支援のほかに、国、地方公共団体、民間その他の団体が行う海外留学支援制度における金銭給付を受けていない者
※ほかの海外留学支援制度との併給はできません（在籍大学等の奨学金を含む。）。
- (12) 留学に必要なビザ（査証）を確実に取得し得る者、又はビザ免除プログラム等を確実に利用し得る者

3. 出願方法

(1) 応募書類提出期限

令和8（2026）年1月16日（金）17時（厳守）

※ 上記期限を過ぎての受付は、理由の如何を問わず行いません。

募集要項及び応募マニュアルを熟読の上、応募してください。

(2) 提出書類

① 「応募者基本情報等」（オンライン入力）

＜主な記載内容＞

・申請コース・氏名、国籍、性別、生年月日

- ・在籍大学等・生計維持者の情報
- ・GPA・語学能力試験のスコア又は語学能力証明書
- ②「留学計画書」(オンライン入力)

計画書記載にあたり、留学の「目的」、「目標」、「活動」の観点を参考にし、設問1～設問9に回答してください。

目的：留学経験により、将来どのような自分になりたいか

目標：将来像に近づくために、留学で何を達成したいか

活動：目標達成のために実施する具体的な活動

設問1：留学計画のタイトル

設問2：留学計画の概要

設問3：留学期間

設問4：受入機関及び留学先国・地域

設問5：留学目的・目標と活動計画について

設問6：社会への貢献について

設問7：後進へのサポートについて

設問8：異文化交流等に関する取組

設問9：自己アピールポイント（任意）

4. 選考、審査の流れ

(1) 短期コース



(2) 中長期コース



5. その他

- (1) 留学先国・地域の状況により安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせることがあります。なお、留学中のトラブル・事故等において、東京都は一切の責任を負いません。
- (2) 海外に3か月以上滞在する場合は、渡航後は、滞在先を管轄する日本大使館や総領事館（在外公館）に在留届を必ず提出してください。

【問い合わせ先】

国際交流センター 国際交流課

電話：03-5481-3206

E-Mail : intlrel@kokushikan.ac.jp